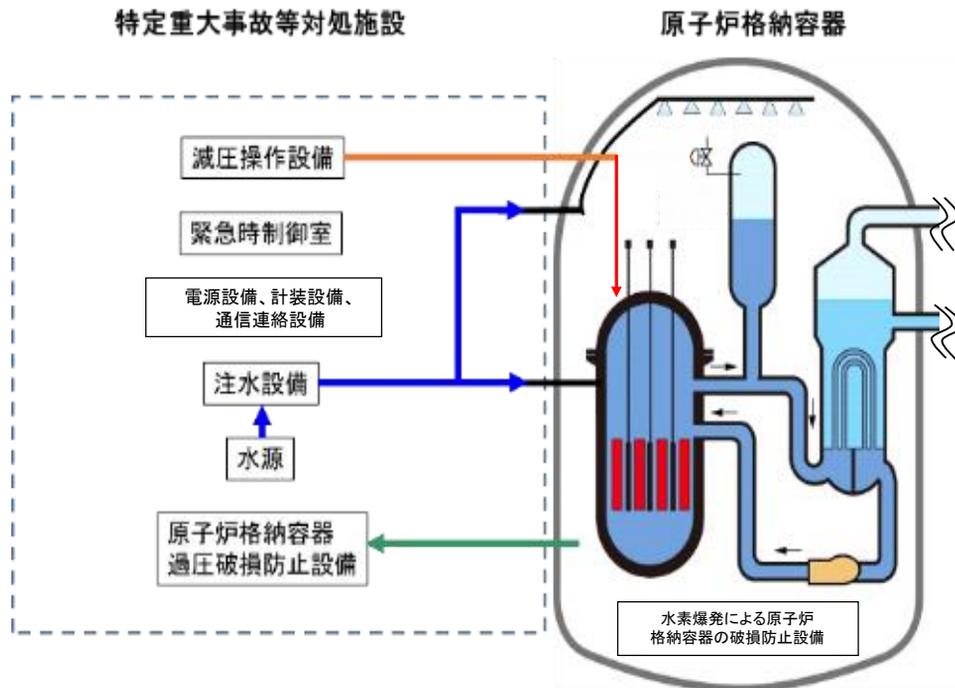


高浜発電所 3、4号機の特定重大事故等対処施設に関する 工事計画認可申請の概要

1. 工事計画認可申請の状況

申請内容	主な設備	申請日および 補正書提出日
<ul style="list-style-type: none"> 設備に対する基本設計方針の策定 各機器の名称、種類、容量、寸法等を記載した要目表の策定 基準地震動に基づく耐震評価資料の策定等 各機器の詳細図面の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減圧操作設備 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉の減圧を操作する設備。 ○ 注水設備（ポンプ、水源） <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレイや格納容器下部等への注水設備。 ○ 原子炉格納容器過圧破損防止設備（フィルタベント） <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内の空気を放出し、内圧を低減させる設備。 ○ 水素爆発による原子炉格納容器の破損防止設備 ○ 電源設備、計装設備、通信連絡設備 ○ 緊急時制御室 	(申請)2017. 4.26 (補正)2018.12.21 (補正)2019. 4.26 (補正)2019. 7.17 (補正)2019. 7.30 (認可)2019. 8. 7

【特定重大事故等対処施設の主な設備の概要図】



2. 設置期限※

- ・高浜発電所 3号機
2020年 8月 3日
- ・高浜発電所 4号機
2020年10月 8日

※特定重大事故等対処施設は、本体施設の工事計画認可（高浜発電所3号機:2015年8月4日、高浜発電所4号機:2015年10月9日）から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求される。